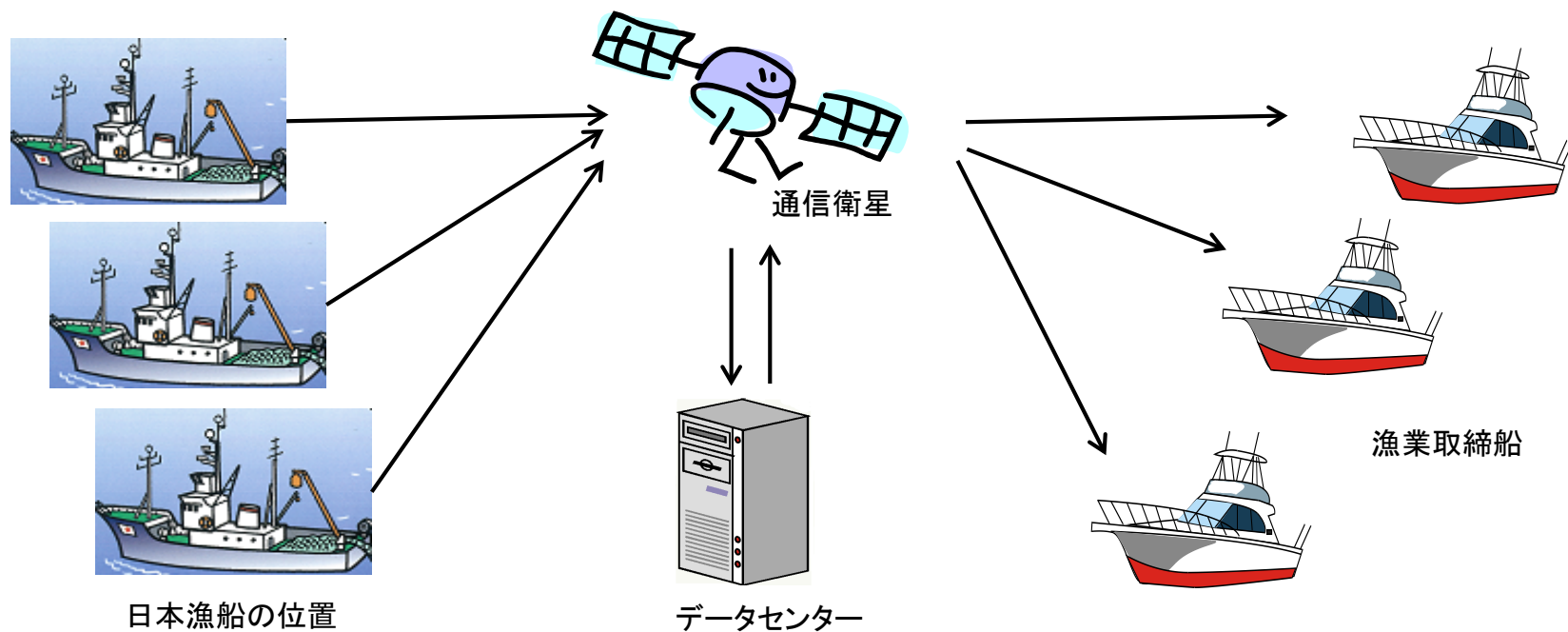


漁業取締りににおける衛星船位測定送信機(VMS)の活用

- 漁業関連法令(漁業法等)の励行のため、我が国漁船等に対して漁業取締りを実施。
- 大臣許可漁船にVMSを設置することにより、漁業調整の円滑化、違法操業の防止と漁業取締りの効率化。
- VMSは、人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器。



衛星船位測定送信機(VMS)について

- 漁業法第52条第2項に規定より、農林水産大臣は、漁業調整等のために特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、VMSの設置及び常時作動を命じることができる。
- 大臣許可漁業は17種類、合計で約1千隻に許可(令和3年1月時点)しており、全ての大臣許可漁船にVMSを設置。
- 漁業取締船についても45隻全船にVMSを設置。
- 令和3年度のVMSシステム予算は277,258千円。

○衛星船位測定送信機及び設置例



○VMSで捉えた漁船の航跡イメージ

